

金融規制の潮流と協同組織金融機関

今、金融規制は歴史的な転換点を迎えており、事の発端はサブプライムローンの焦付きをきっかけとする2007年以降の世界的な金融危機である。欧米各国は中央銀行による緊急の資金供給、大手金融機関への公的資本注入、協調利下げ等により、金融システムの安定化に努め、危機の連鎖は小康状態を得たが、欧州の一部ではまだ動搖が収まっている。

今回の危機は複合的な要因によってもたらされた。サブプライムローンの商品性の問題、金融取引関係者のモラルハザード、負債調達で投資規模を膨らませるレバレッジ手法、金融技術を駆使した金融商品に内在するリスクの不透明性など多くの要因があげられる。要約すれば、今回の危機の底流にあるのは金融技術の進歩と普及を背景とする金融市場の構造変化である。それは相対取引を基本とする伝統的な間接金融から市場を通して取引が仲介される直接金融への変化である。しかも、リスクの移転と再構成が繰り返されるためにリスクの所在が見えなくなるというリスク構造の変化である。そして、いったんリスクが顕在化すると、市場を通じてリスクが増幅され、波及し、金融システム全体が深刻な機能不全に陥るという巨大なリスクのネットワーク化である。

このような市場型の金融システム危機を防止するためにはどのような金融規制が適切か。09年4月、ロンドンで開催された20か国・地域首脳会合（G20）ではマクロブルーデンスの視点に立った金融監督制度の必要性が議論された。従来の規制・監督は個々の金融機関の破綻防止（ミクロブルーデンス）に主眼があったが、それに対して、マクロブルーデンスは金融システム全体の安定性確保にねらいがある。もちろん、両者は二者択一のものではなく、基本的には相互補完的なものである。

10年7月にオバマ大統領が署名した米国の金融規制改革法はマクロブルーデンスの視点に立ったものと言える。しかも、米国は1999年に銀行と証券の分離を定めたグラス・スティーガル法（1933年成立）を撤廃し、金融規制を大幅に緩和してきた。今回の改革法は再び規制強化にかじを切るものであり、米国の金融規制の歴史に残る大きな出来事となる。要点は業務規制の復活であり、金融機関の活動は厳しい制限を受けることになる。たとえば、銀行の自己資金を使った高リスクの金融取引は大幅に制限される。

また、バーゼル銀行監督委員会ではこれまでよりも厳しい銀行資本規制を検討中であり、十分な資本を調達できなければ貸出圧縮を迫られる状況のなかで、グローバルな規模で大手金融機関の増資行動が活発化してきている。

ところで、協同組織金融機関の場合、日本にかぎらず単位組織は地域に根ざした伝統的な預貸業務に主軸がおかれしており、グローバルに業務展開する大規模銀行と同様の規制を受けることはないが、連合組織ともなるとグローバルな金融市場のプレーヤーとして、新しい金融規制の影響を受けることもあり得よう。とくに、協同組織金融機関の場合は、資本増強の手段が一般的の銀行とは異なる。新しい金融規制・自己資本規制がどういう形で決着するか、まだ不確定な部分はあるが、協同組織金融機関に不利な、あるいは過重な負担とならないように、協同組織金融機関の自己資本の特質について金融監督当局の理解を深める努力が必要であるように思われる。

((株)農林中金総合研究所 常務取締役 鈴木利徳・すずきとしのり)